

金融商品取引業者等検査マニュアル

(別紙)

現行	改正(案)
<p>I 基本的考え方 II 確認項目</p> <p>II-1-1 態勢編・共通項目</p> <p>1. 経営管理態勢</p> <p>(1)~(5)(略)</p> <p>(6) 業務運営への取組み ①~③(略) ④ 取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、<u>警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</u></p> <p>⑤~⑥(略) ⑦ 取締役会等は、<u>外部からの不当な措置や圧力等に対し、会社の利益を損なうことのないよう、適切な対抗手段を講じる態勢を確保しているか。また、反社会的勢力への対応方針や初期対応の方法等を社内規程等に明確に定めているか。</u></p> <p>⑧~⑨(略)</p> <p>II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)~(4)(略)</p>	<p>I 基本的考え方 II 確認項目</p> <p>II-1-1 態勢編・共通項目</p> <p>1. 経営管理態勢</p> <p>(1)~(5)(略)</p> <p>(6) 業務運営への取組み ①~③(略) ④ 取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、<u>断固たる態度で関係を遮断し排除していくことが、市場及び金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、積極的に取り組んでいるか。</u></p> <p>⑤~⑥(略) ⑦ 取締役会等は、「<u>企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について</u>」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の内容を踏まえ、<u>反社会的勢力への対応方針や初期対応の方法等を社内規程等に明確に定めているか。</u></p> <p>⑧~⑨(略)</p> <p>II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)~(4)(略)</p>

現行	改正（案）
<p>(5) 業務運営状況</p> <p>①(略)</p> <p>② 内部管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、委託保証金及び委託証拠金(以下「保証金等」という。)の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生後の事後処理などが法令等及び信用取引口座設定約諾書又は店頭金融先物取引口座設定約諾書のとおり適切に処理されているか等について管理・指導しているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ、ロ(略)</p> <p>ハ 保証金等の維持率の余力状態や担保内容のチェックなどによる顧客への注意喚起のアラームポイントの設定など、追証・立替金発生の予防的措置が講じられているか。</p> <p>ニ～チ(略)</p> <p>③～⑤(略)</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 自己資本規制関連リスクの管理態勢</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) マーケットリスクの管理</p> <p>①～②(略)</p>	<p>(5) 業務運営状況</p> <p>①(略)</p> <p>② 内部管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、委託保証金及び委託証拠金(以下「保証金等」という。)の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生後の事後処理などが法令等及び信用取引口座設定約諾書又は店頭金融先物取引口座設定約諾書のとおり適切に処理されているか等について管理・指導しているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ、ロ(略)</p> <p>ハ 保証金等の維持率の余力状態や建玉・担保等の内容に応じた顧客への注意喚起のアラームポイントの設定、新規信用取引停止など、追証・立替金発生の予防的措置が講じられているか。</p> <p>ニ～チ(略)</p> <p>③～⑤(略)</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 自己資本規制関連リスクの管理態勢</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) マーケットリスクの管理</p> <p>①～②(略)</p>

現行	改正（案）
<p><u>（新設）</u></p> <p>(8) 信用リスクの管理</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 外国為替関連取引、金利関連取引及び株式関連取引等について、適切な取り扱いを行っているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ～ニ(略)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑦(略)</p> <p>⑧ 顧客の信用取引に関しては、Ⅱ－1－2 1. (5)②を参照。</p> <p>(9)～(12)(略)</p> <p>Ⅱ－2－1 業務編・共通項目</p> <p>1. ～3. (略)</p>	<p>③ <u>店頭金融先物取引において、顧客との取引とカバー取引との時間差が生じる場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。また、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間で生じるシステム障害により取引が行えない間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>(8) 信用リスクの管理</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 外国為替関連取引、金利関連取引及び株式関連取引等について、適切な取り扱いを行っているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ～ニ(略)</p> <p><u>ホ 店頭金融先物取引について、証拠金率(レバレッジ)に応じた適切なリスク管理態勢を整備しているか。また、顧客の損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する、いわゆるロスカットルールを設定し、適切に運用しているか。</u></p> <p>⑦(略)</p> <p>⑧ <u>顧客の信用取引に関し、その取引内容(返済期限の設定状況、建玉・代用有価証券の流動性、「2階建て取引」等)を考慮し、リスク特性に応じた管理(代用有価証券の掛け目変更等)を行っているか。</u></p> <p><u>(顧客の信用取引に関しては、この他Ⅱ－1－2 1. (5)②を参照。)</u></p> <p>(9)～(12)(略)</p> <p>Ⅱ－2－1 業務編・共通項目</p> <p>1. ～3. (略)</p>

現行	改正（案）
<p>4. 本人確認等</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 顧客管理に関する統括部門は、外部の専門機関等(暴力追放運動推進センター等)を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報の収集に努めているか。</p> <p>④ 顧客管理に関する統括部門は、顧客の属性等から反社会的勢力との関係を把握した場合、取締役会等に報告するとともに、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>⑤ 顧客の本人確認に当たっては、以下の点に留意しているか。</p> <p>イ 法人の本人確認を行うに際し、法人の取引担当者の本人確認を行っているか。</p> <p>ロ 代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。</p> <p>ハ 本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。例えば、同一の電話番号、同一のメールアドレス等が連絡先となっている顧客の有無を定期的に確認し、他人になりすましている疑いのある顧客について、再度確認しているか。</p> <p>ニ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で本人確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な本人確認を行っているか。</p> <p>⑥ 本人確認の方法は、書留郵便等による転送不要郵便物等とするなど、法令に基づき適切に行っているか。</p> <p>⑦ 顧客管理の方法等に関し、職員等に対して周知徹底を図っているか。例えば、マニュアルを作成し各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなどの措置を講じているか。</p> <p>⑧ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>⑨ 取締役等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置し、疑わしい取引の届出を的確に行うための管理体制を整備しているか。</p> <p>⑩ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(同法施行前においては「組織的な犯罪の処罰及び犯</p>	<p>4. 本人確認等</p> <p>①～②(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ 顧客の本人確認に当たっては、以下の点に留意しているか。</p> <p>イ 法人の本人確認を行うに際し、法人の取引担当者の本人確認を行っているか。</p> <p>ロ 代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。</p> <p>ハ 本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。例えば、同一の電話番号、同一のメールアドレス等が連絡先となっている顧客の有無を定期的に確認し、他人になりすましている疑いのある顧客について、再度確認しているか。</p> <p>ニ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で本人確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な本人確認を行っているか。</p> <p>④ 本人確認の方法は、書留郵便等による転送不要郵便物等とするなど、法令に基づき適切に行っているか。</p> <p>⑤ 顧客管理の方法等に関し、職員等に対して周知徹底を図っているか。例えば、マニュアルを作成し各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなどの措置を講じているか。</p> <p>⑥ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>⑦ 取締役等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置し、疑わしい取引の届出を的確に行うための管理体制を整備しているか。</p> <p>⑧ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上</p>

現行	改正（案）
<p><u>罪収益の規制等に関する法律</u>」に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。</p> <p>⑪ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、役職員から疑わしい取引に関する報告があった場合、速やかに当局に届け出ているか。</p> <p>⑫ 顧客管理に関する統括部門は、疑わしい取引に関する当局への届出漏れがないかを事後的に検証しているか。</p> <p>⑬ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、当該取引及び口座に関し、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことが当該顧客若しくはその関係者に漏れない範囲で、必要に応じ、適切な措置を適時に実施しているか。</p> <p>⑭ 顧客管理態勢について定期的に内部監査を実施しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。</p> <p>⑨ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、役職員から疑わしい取引に関する報告があった場合、速やかに当局に届け出ているか。</p> <p>⑩ 顧客管理に関する統括部門は、疑わしい取引に関する当局への届出漏れがないかを事後的に検証しているか。</p> <p>⑪ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、当該取引及び口座に関し、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことが当該顧客若しくはその関係者に漏れない範囲で、必要に応じ、適切な措置を適時に実施しているか。</p> <p>⑫ 顧客管理態勢について定期的に内部監査を実施しているか。</p> <p><u>5. 反社会的勢力への対応</u></p> <p>① <u>反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備しているか。</u></p> <p>② <u>反社会的勢力対応部署は、社内体制の整備、研修の実施、対応マニュアルの整備や、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）との連携等、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っているか。</u></p> <p>③ <u>反社会的勢力対応部署は、外部専門機関を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を基に取引先の審査を行うなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか。</u></p> <p>④ <u>反社会的勢力対応部署は、顧客の属性等から反社会的勢力との関係を</u></p>

現行	改正（案）
<p style="text-align: center;">現行</p> <p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. デリバティブ営業</p> <p>(1) 勧誘・取引実態の把握 ①～⑧(略) <u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. 分別管理業務</p> <p>(1)～(4)(略) (5) デリバティブ取引に係る顧客分別金 ①～③(略)</p>	<p style="text-align: center;">改正（案）</p> <p><u>把握した場合、取締役会等に報告するとともに、外部専門機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</u></p> <p>⑤ <u>反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応するとともに、積極的に外部専門機関に相談する態勢となっているか。</u></p> <p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. デリバティブ営業</p> <p>(1) 勧誘・取引実態の把握 ①～⑧(略) ⑨ <u>店頭金融先物取引において、カバー取引相手方との取引、相場が急激に変動した場合の対応、自己勘定取引の有無、区分管理の状況について、顧客からの要請に応じて適切に説明を行っているか。</u></p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. 分別管理業務</p> <p>(1)～(4)(略) (5) デリバティブ取引に係る顧客分別金 ①～③(略)</p>

現行	改正（案）
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)(略)</p>	<p><u>④ 店頭金融先物取引に係る保証金の管理をカバー取引相手方に預託して行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。</u></p> <p><u>⑤ カバー取引相手方へ預託した保証金について、相場の変動等により追加すべき保証金が発生した場合には、自己勘定において支払うこととし、顧客勘定として管理する他の顧客の保証金をこれに充てることのないよう管理しているか。</u></p> <p>(6)(略)</p>